



平成30年4月9日

各位

会 社 名 ピクセルカンパニーズ株式会社 代表者名 代表 取締役社長 吉田 弘明 (コード番号: 2743 JASDAQ) 問合せ先 取締役管理本部長 山元 俊 (TEL. 03-6731-3410)

第三者割当により発行される新株式及び第8回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当により発行される株式の募集(以下「本新株式」という。)及び第8回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の募集を行うことを決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

<本新株式の募集の概要>

(1)払込期日	平成 30 年 4 月 25 日
(2)発行新株式数	1,000,000 株
(3)発行価額	1株につき 303円
(4)調達資金の額	303, 000, 000 円
	発行諸費用の概算額を差し引いた手取り概算額については、下記3.
	調達する資金の額、使途及び支出予定時期をご参照下さい。
(5)募集又は割当方法	第三者割当の方法により、全ての株式を後方支援投資事業組合に割り
(割当予定先)	当てる。
(6)その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出
	の効力発生を条件とします。

<本新株予約権の募集の概要>

(1)割当日	平成 30 年 4 月 25 日
(2)新株予約権の総数	30,000 個
(3) 発行価額	総額 14,400,000 円 (新株予約権 1 個当たり 480 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	3, 000, 000 株
(5)資金調達の額	923, 400, 000 円 (内訳) 新株予約権発行分 14, 400, 000円 新株予約権行使分 909, 000, 000円 上記資金調達の額は、本新株予約権の払込金の総額に、すべての新 株予約権が行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。新株 予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した 新株予約権を消却した場合には、上記資金調達の額は減少します。

(6)行使価額	行使価額は303円
(7)募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 後方支援投資事業組合 30,000 個
(8) その他	① 取得条項 当社は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社 普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、行使価額の150% を上回った場合、当社は、当社取締役会が別途定める日(以下、「取 得日」という。)の20取引日前までに本新株予約権者に対する通知 又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個 につき金480円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は 一部を取得することができます。 ② 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するもの とします。 ③ その他 前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条 件とします。

(注) 末尾に本新株予約権の発行要項を添付しております。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の目的及び理由

当社グループは、太陽光発電施設の販売・取次を行う「再生可能エネルギー事業」、金融機関向けシステム開発・システムインテグレーションを行う「フィンテック・IoT事業」、カジノゲーミングマシンの製造・開発を行う「IR関連事業」をコア事業としており、グループ全体の企業価値向上に向け、各事業の基盤構築を進めております。

また、当社の中期経営計画において、示している通り、事業ポートフォリオの変革に取り組んで おり、安定収益の獲得の為ASICや太陽光発電施設等の資産に対し目標投資額として80億円(2018年 から2020年までの3年間累計金額)の投資を行う方針を掲げております。そのため、最適なタイミ ングで順次資金を投下できるように当社の手元資金を強化することを目的として、 後記 「3.調達す る資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の当社グループの 事業拡大を行うための運転資金及び設備投資資金の資金調達を検討するに至りました。IR関連事業 の運転資金及び設備投資資金、フィンテック・IoT事業の運転資金及び設備投資資金、再生可能エネ ルギー事業の設備投資資金は当社グループのコア事業における事業領域の拡大ならびに、将来の収 益獲得に向けた先行投資であり、当社グループの運転資金や財務基盤の健全性を維持し、かつ、機 動的な投資を行うことができるようにするためには、早い段階での新たな資金調達が必要であると 考えております。当社は前述した中期経営計画に基づく収益資産への投資における投資額の調達方 法として、エクイティ・ファイナンス、ローン(社債、リース、ノンリコース等)、ICO、クラウド ファンディング等を想定しておりますが、ローン、ICO、クラウドファンディング等については、一 定の時間がかかることから、エクイティ・ファイナンスでの資金調達を検討して参りました。その ような状況の中、平成27年9月30日付割当の第3回新株予約権及び平成29年8月30日付割当の第7 回新株予約権を割当て、資金調達実績のある後方支援投資事業組合との間で直接金融による資金調 達を検討し、当社グループに必要な資金を調達するために、資金調達の確実性を考慮した新株式の 発行による資金調達を交渉してまいりました。

割当予定先である後方支援投資事業組合との交渉において、当社の業績を勘案すると全額を新株で引き受けることは難しいものの、新株式及び新株予約権を併用した方法若しくは全て新株予約権で引き受けたいとの要望があり、当社としても当社グループの資金ニーズの規模が12億円であることや資金使途が当社及び当社グループの運転資金及び設備投資資金であり、支出時期が段階的になることを勘案した結果、一度に大幅な希薄化が生じることを回避できるメリットがあることから、新株式及び新株予約権を割り当てる方法で本資金調達を実施することといたしました。

(2) 資金調達の方法として本新株式及び本新株予約権を選定した理由

公募による新株発行については、現在の当社の財務状況や時価総額の大きさ等を考えると、引受証券会社を見つけることは困難であり、第三者割当による方法が現実的であるとの考えにいたりました。そして、第三者割当による資金調達において、新株式の発行は、株式価値の希薄化を一時的に引き起こし、既存株主の利益を損なう恐れはありますが、確実に資金を調達できるメリットがあることから、割当予定先である後方支援投資事業組合と新株式発行による資金調達の方法で交渉を重ねてまいりました。しかし、割当予定先である後方支援投資事業組合との交渉において、後方支援投資事業組合から当社の業績を勘案すると全額を新株で引き受けることは難しく、一部を新株予約権で引き受けたいとの要望があり、当社としても当社グループの資金ニーズの規模が12億円となることから、新株と合わせて新株予約権の割り当てを実施することで、資金使途が当社グループの事業拡大における運転資金及び設備投資資金であることや、支出時期が段階的になることを勘案した結果、一度に大幅な希薄化が生じることを回避することができるメリットがあることから、後方支援投資事業組合と協議し新株式及び新株予約権を併用する資金調達の方法を選択いたしました。

したがって、当社としましては、後方支援投資事業組合に本新株式及び本新株予約権を併用する 方法で割り当てる方法が本資金調達の方法として現時点における最良の選択であると判断いたしま した。

(3) 本新株予約権の特徴

本新株予約権の内容は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株式価値の希薄化の抑制が図られるように定められており、以下の特徴があります。なお、当社と割当予定先である後方支援投資事業組合は、本新株予約権の行使を行う上で、当社の資金ニーズ及び市場環境等を勘案しながら、適宣行使を行っていくことを共通認識として確認しております。

① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮等の点で懸念が示される価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株式価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は303円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。

また、本新株予約権の対象株式数も発行当初から発行要項に示される株式数で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

② 取得条項

本新株予約権には、東京証券取引所JASDAQ 市場における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して本新株予約権の行使価額の150%以上であった場合、一定の手続を経て、当社は本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

なお、本新株予約権に買取請求権(取得条項)を設定することは、当社の資本政策の柔軟性を確保しておく観点からも、割当予定先の行使促進を促すという観点からも、当社にとっては有利であります。

③譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当ての方法により発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当先から第三者へは譲渡されません。

(他の資金調達方法との比較)

本第三者割当増資以外の方法による資金調達手法のうち、以下に記載されている手法を勘案した 結果、他の手法と比較しても本第三者割当増資による資金調達は、現時点においては、当社として 最適な資金調達方法であると判断致しました。

①エクイティ・ファイナンス手法での公募増資及び株主割当による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、公募増資では一般投資家の参加率、株主割当では既存株主の参加率が不透明であり、当社が希望する十分な資金を調達できるか不透明であることから今回の資金調達方法としては適切ではないと判断致しました。

②株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の発行条件及 び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決 定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の 下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考 えられます。

③いわゆるライツ・イシューには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングは、東京証券取引所有価証券上場規程により、最近2年間において経常利益の額が正である事業年度がない場合にはノンコミットメント型ライツ・オファリングは実施できないとされているところ、当社はかかる基準を満たしておらず、ノンコミットメント型ライツ・オファリングを実施できない状況にあります。

④銀行借入や普通社債による調達については、金利や手数料等の費用負担が増加してしまうため、 当社の財務体質の安定に加えて、資本の充実を図る観点からは今回の資金調達の手法としては適切 ではなく、また、当社の財務状況を鑑みると実現可能性は厳しいものと考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

(1) 関連する資金や協	
① 払込金額の総額	1, 226, 400, 000円
(内訳)	
(ア) 新株式発行による調達額	303, 000, 000円
(イ) 第8回新株予約権の発行	14, 400, 000円
(ウ) 第8回新株予約権の行使	909, 000, 000円
① 発行諸費用の概算額	9, 700, 000円
② 差引手取概算額	1, 216, 700, 000円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。
 - 2. 発行諸費用の概算額には、登記費用約5,000,000円、有価証券届出書作成費用約500,000円、割当予定先調査費用約200,000円、新株予約権の算定費用(株式会社プルータス・コンサルティング、東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役社長 野口 真人)3,000,000円及び、弁護士費用約1,000,000円が含まれております。
 - 3. 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。
 - 4. 登記費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性がございます。

(2) 調達する資金の具体的な使途

<本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途>

	具体的な使途	金額	支出予定時期
IF	? 関連事業		
	ゲーミングマシンの開発・製造資金等	200 百万円	平成 30 年 4 月~
	グ・ミングマンンの開光・袋垣貝並寺	200 日万门	平成 30 年 9 月
	 (仮称)ピクセルカジノプラットフォームの開発資金等	20 五十田	平成 30 年 4 月~
	(収析) こグセルカシノノノグトノオームの開発員金寺	30 百万円	平成 30 年 12 月
フ	インテック・IoT 事業		
	(仮称) ピクセルマイニングプラットフォームの開発	20 * * * III	平成 30 年 4 月~
	資金等	30 百万円	平成 30 年 12 月
	ブロックチェーン技術とスマートコントラクトを	22 五工田	平成 30 年 4 月~
	活用したシステム開発資金等	33 百万円	平成 30 年 12 月

(注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

<本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額	支出予定時期
IR 関連事業		
ゲーミングマシンの開発・製造資金等	150 百万円	平成 30 年 4 月~
7 マング・マンの開光・表担負並守	130日万円	平成 31 年 2 月
(仮称) ピクセルカジノプラットフォームの開発資金	20 百万円	平成 30 年 4 月~
及びプロモーション費用等	20 日万円	平成 30 年 12 月
フィンテック・IoT 事業		
ASIC(マイニングマシン)の仕入資金	323 百万円	平成 30 年 4 月~
	323 日刀门	平成 30 年 12 月
(仮称) ピクセルマイニングプラットフォームの開発	20 五王田	平成 30 年 4 月~
資金及びプロモーション費用等	20 百万円	平成 30 年 12 月
ブロックチェーン技術とスマートコントラクトを	10 百万円	平成 30 年 4 月~
活用したシステム開発資金等	10日万円	平成 30 年 12 月
再生可能エネルギー事業		
十四半双電話に接て仕入次会の一句	400 天 T III	平成 30 年 4 月~
太陽光発電所に係る仕入資金の一部	400 百万円	平成 31 年 12 月

- (注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する 予定です。
 - 2. 株価低迷により権利行使が進まない場合は、手元資金及び借入金での充当にて対応予定ですが、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々の状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

当社は、本新株式及び本新株予約権により調達する資金を、当社グループの事業拡大における運転資金及び設備投資資金として、「IR 関連事業」、「フィンテック・IoT 事業」、「再生可能エネルギー事業」の3つの事業ドメインへの充当を計画しております。なお、充当方法について、その一部は当社から各事業を営む以下に記載した各子会社に貸し付ける方法にて充当することを計画しております。また、今回実施する資金調達の資金の一部は当社中期経営計画で示す収益資産に対する投資や事業の持続的成長に向けた投資により新たに発生した資金ニーズであります。

(IR 関連事業)

「IR 関連事業」は、現在、LT Game Japan 株式会社(以下、「LTJ 社」といいます。)において取り組むカジノ向けゲーミングマシンの開発・製造・販売を行っており、今後、国内外におけるIR 関連事業(ゲーミングマシン、施設、金融、不動産、コンサルティング)を行うことを計画しております。

今回実施する資金調達において調達した資金については、IR 関連事業における製造開発が年間 10億円規模の継続的な資金ニーズを有していることから、第7回新株予約権による資金調達の資金使途と同様に約350百万円をゲーミングマシンの開発・製造資金等(製造費、開発費、人件費、家賃等)に充当(支出予定時期:平成30年4月から平成31年2月)することを計画しております。

また、約50百万円をレベニューシェアプラットフォームである(仮称)ピクセルカジノプラットフォーム(※1)の開発(管理システム等)及びプロモーション等の営業費用に充当(支出予定時期:平成30年4月から平成30年12月)することを計画しております。

なお、当該事業における開発・製造資金等については、前回実施した資金調達時において、平成29年8月から平成32年8月までに支出を予定していたゲーミングマシンの開発・製造資金等の調達必要額として10億円を予定しており、第7回新株予約権により調達した資金、第3回新株予約権(平成29年8月14日時点の未行使残存個数12,500個)の行使により得られた資金300百万円

及び自己資金(約220百万円)を充当する予定でしたが、昨年新たに開始した仮想通貨関連事業(マイニング事業)におけるマイニングマシンの購入代金(約100百万円)及び他の事業に充当したことや、ゲーミングマシンについて当初計画より売上の入金タームが長くなっているため開発・製造資金等の調達必要額が増加したことから、不足分について今回実施する資金調達で得た資金の一部を充当するものとなります。なお、未行使であった第3回新株予約権は全て行使されており、当該事業における開発・製造資金等として約85百万円、当社グループの内部統制強化費用として約20百万円を充当しております。残金の約200百万円については、IR関連事業における製造開発費等に充当(平成30年4月から平成31年2月)する予定です。

※1 (仮称) ピクセルカジノプラットフォームとは、①LTJ 社においてカジノゲーミングマシンを販売(カジノ施設以外の法人・個人等)、②LTJ 社が販売したカジノゲーミングマシンを当社グループが一括借り上げ、③当社グループが一括借り上げしたカジノゲーミングマシンをカジノが許可された国・地域のカジノ施設へ貸付、収益をレベニューシェア、④LTJ 社にてカジノ施設からカジノゲーミングマシンの保守管理を受託するものであります。なお、詳細につきましては、平成30年3月22日付で公表しております「(仮称) ピクセルマイニングプラットフォーム及び(仮称)ピクセルカジノプラットフォームの構築に向けた検討の開始に関するお知らせ」にイメージ図とともに記載しております。

(フィンテック・IoT 事業)

「フィンテック・IoT 事業」は、現在、ピクセルソリューションズ株式会社(以下、「PXS 社」といいます)が金融機関向けのシステム開発や電子的封印技術を利用した IoT デバイス(スマートタクシーメーター)開発・製品化に取り組んでおります。また、平成 29 年 12 月 22 日付「新たな事業(仮想通貨関連事業(マイニング事業))の開始に関するお知らせ」のとおり、当社グループが培ってきた技術やノウハウを活かしたシナジーのある事業展開を視野に入れた事業成長を構想でき、事業シナジー及び事業領域拡大による収益基盤の拡充により、既存事業の更なる発展に資するものと考え事業を開始しております。

今回実施する資金調達において調達した資金の内 416 百万円については、当該事業における新たな事業である仮想通貨関連事業(マイニング事業)において、約323 百万円をマイニングマシンである ASIC(※1)の仕入資金(仕入れた ASIC は販売及び自己保有分となります。)及び約43 百万円を今後フィンテック分野において、更なる普及及び発展が見込まれるブロックチェーン技術とスマートコントラクト(※2)を活用したシステム開発等における人件費や外注費用等に充当し、約50 百万円をマイニングプラットフォームである(仮称)ピクセルマイニングプラットフォーム(※4)の開発(管理システム等)及びプロモーション等の営業費用に充当(支出予定時期:平成30年4月から平成30年12月)することを計画しております。

- ※1 ASIC とは、特定用途向け集積回路のことであり、マイニング(※3)を実施する際に広く使われております。
- ※2 一般的な概念であるスマートコントラクトは、契約の自動化(プログラムによって自動化された契約)を意味し、契約の条件確認や履行までを自動的に実行させることが可能となります。取引プロセスを自動化できるため、決済期間の短縮や不正防止、仲介者を介さないことによるコスト削減にも寄与すると期待されており、各国で取り組みが行われています。また、ブロックチェーン上でスマートコントラクトを利用すると、ユーザー同士が直接取引を行う非中央集権型のサービスを実現でき、社会に大きな変化をもたらす可能性があるものと考えております。既にフィンテック分野(ファイナンス(金融)×テクノロジー)ではIT等のテクノロジーの普及が進んでおり、スマートコントラクトについても親和性が高いものであると考えております。なお、IT等のテクノロジーは全ての分野(市場)において普及することが可能であると考えており、既にエデュテック(エデュケーション(教育)×テクノロジー)等が生まれ、今後金融以外の分野でも普及するものと考えております。

- ※3 マイニングとは、ネットワーク上に分散保存される取引台帳(ブロックチェーン)に記載 される取引履歴の整合性を確保するための承認作業のことであり、最も早く計算処理が終了 した人に報酬として仮想通貨(ビットコイン等)が支払われます。
- ※4 (仮称) ピクセルマイニングプラットフォームとは、①当社グループにおいて ASIC を販売、②当社グループが販売した ASIC を当社グループのマイニングファームに設置、③当社グループにて ASIC の保守管理を受託するものであります。なお、詳細につきましては、平成30年3月22日付で公表しております「(仮称) ピクセルマイニングプラットフォーム及び(仮称) ピクセルカジノプラットフォームの構築に向けた検討の開始に関するお知らせ」にイメージ図とともに記載しております。

(再生可能エネルギー事業)

「再生可能エネルギー事業」は、現在、ピクセルエステート株式会社(以下、「PXE 社」といいます)において、太陽光発電施設や小形風力発電施設の開発・施工・買取・販売等を行っております。

今回実施する資金調達において調達した資金の内400百万円は後記第7回新株予約権での資金使途とは異なり、PXE 社が開始する自己保有の太陽光発電施設に係る開発・施工・買取等の仕入資金に充当することを計画(支出予定時期:平成30年4月から平成31年12月)しております。

当社グループは平成32年12月までに合計約71億円(21メガワット)規模の太陽光発電施設を自己にて保有し、売電を実施する計画でおり、自己保有時には10%から20%程度の自己資金が必要となるケースが多いことからその自己資金部分に充当するものであります。なお、案件によっては仕入を行った太陽光発電施設を販売する可能性がございます。

本新株予約権の発行により調達した資金については、資金調達の資金使途が、当社の中期経営計画達成及び企業価値向上のために必要なものであり、優先度は全てが高いものとなることから、払込が行われる都度、各事業環境及び市場動向等を勘案し、上記資金使途に適宜充当いたします。

< 第7回新株予約権で調達した資金(781百万円)の充当状況(取締役会決議日:平成29年8月14日)>

「IR 関連事業」においては、ゲーミングマシンの開発・製造資金等(RGX シリーズ製造費、ニュータイトル(ソフト)の製作、人件費、家賃等)に約450百万円を充当しております。

「フィンテック・IoT事業」においては、PXS社の人件費及び外注費への充当として120百万円を充当しております。

「再生可能エネルギー事業」においては、販売用の太陽光発電施設等の手付金等の仕入費用への充当として 200 百万円を充当しております。

「本社経費」においては、内部統制強化費用30百万円の内10百万円を充当しております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の本新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金は、上記「3. 調達する資金の額、 使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、 当社の中期経営戦略に基づく中期経営計画を達成していくとともに、財務基盤の安定に資すると 見込んでおります。よって当該資金使途は、企業価値の向上を実現するためのものであり、売上 及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与するものであり、合理的であ ると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠とその具体的内容

本新株式

本新株式における発行価額は、割当予定先との協議の結果、本新株式に係る取締役会決議日の直前取引日(平成30年4月6日)の株式会社東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場における当社株式の終値336円を基準とし、割当予定先との協議した結果、直前取引日の終値である336円から9.82%ディスカウントした303円といたしました。

上記発行価額は、直近の市場価額に基づくものが合理的であると判断したこと及び、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付以下、「日証協指針」といいます。)によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額)を基準として決定することとされているため、本件第三者割当の発行価額を決定する際にも、本件第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日の終値を基準といたしました。

また、発行価額のディスカウント率を 9.82%とした経緯としましては、当社と割当予定先との発行価額における交渉は、直近の市場価額に基づく直前取引日の終値を前提として交渉を行いましたが、当社グループが、平成 29 年 12 月期において 2 期連続の純損失を計上していることから、割当予定先から相当程度のディスカウントを求められており、当社としても、当社の脆弱な財務状況において本新株式の発行を実現するには、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成 22 年 4 月 1 日)」に準拠する 10%を超えない範囲で、相応の率をディスカウントすることはやむを得ないと判断し、発行価額について割当予定先のディスカウントに対する要望を受け入れた結果によるものとなります。

なお、当該発行価額は、本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前取引日の終値である 336 円から 9.82%のディスカント、当該直前取引日までの1カ月間の終値平均である 320.73 円から 5.53%のディスカウント、当該直近取引日までの3カ月間の終値平均である 345.85 円から 12.39%のディスカウント、当該直近取引日までの6か月間の終値平均である 358.26 円から 15.43%のディスカウントとなっております。

以上のことから、当社取締役会においては、今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、本新株式の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役3名(うち2名は社外監査役)全員からも、取締役会において決定された発行価額は、取締役会決議日の直前取引日の終値に基づくものであることから、既存株主の利益保護の観点からも合理的なものであり、また、9.82%のディスカウント率についても、本第三者割当による増資規模(3億円)の必要性、本第三者割当で発行する当社株式の流通量が既存株主に与える影響(詳細は、下記「(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」を参照)、当社の業績及び信用リスク、割当予定先である後方支援投資事業組合が負う価格下落リスクの諸観点から当該ディスカウント率の合理性について十分な検討が行われていること及び日証協指針も勘案されていることから、有利発行でないことについて異論がない旨の意見が述べられております。

② 本新株予約権

新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である株式会社プルータス・コンサルティング(住所:東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者:代表取締役社長 野口 真人)に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価(平成30年4月6日の終値)、

当社株式の市場流動性、配当率 (0%)、割引率 (リスクフリーレート△0.133%)、ボラティリティ (66.88%)、及び1日当たりの売却可能株式数 (直近1年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高 (10%))等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間 (平成30年4月25日から平成31年4月24日まで)その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権1個の払込金額を480円 (1株当たり4.8円)と算定いたしました。割当予定先の権利行使行動に関しては、株価が行使価額を超過し行使が可能な場合には割当予定先は、1日当たりの売却可能株式数 (直近1年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高 (10%))を目途に直ちに権利行使を実施することを想定しています。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。この算定結果をもとに割当予定先と協議した結果、本新株予約権1個の払込金額を480円(1株当たり4.8円)といたしました。また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向(取締役会決議日の直前取引日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等)を勘案するとともに、当社株式の流動性に鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成30年4月6日)の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値である336円から9.82%ディスカウントした303円といたしました。本新株予約権の行使価額を取締役会決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値を基準値として算定しましたのは、当社としましては、直前取引日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したものによります。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前取引日までの1カ月間の終値平均である 320.73 円から 5.53%のディスカウント、当該直近取引日までの3カ月間の終値平均である 345.85 円から 12.39%のディスカウント、当該直近取引日までの6か月間の終値平均である 358.26 円から 15.43%のディスカウントとなっております。

なお、本日開催の当社取締役会に出席した当社監査役3名(うち2名は社外監査役)全員から、株式会社プルータス・コンサルティングは、当社と取引関係になく当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同等額の払込金額を決定していることから、有利発行でないことについて異論がない旨の意見が述べられております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ 1,000,000株及び3,000,000株の合計4,000,000株となり、平成30年3月31日現在の発行済株式総 数16,766,600株(議決権数167,639個)に対して、合計23.86%(議決権比率23.86%)の希薄化が 生じます。

また、本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数3,000,000株に対して、当社株式の過去6ヶ月間における1日あたり平均出来高は、1,031,632株であり、1日あたり平均出来高は最大交付株式数の34.39%であります。本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数3,000,000株を行使期間である1年間(245日/年間営業日数で計算)で売却すると仮定した場合の1日当たりの株式数は12,245株となり、上記1日あたりの平均出来高の1.19%となるため、本資金調達が及ぼす株価への影響は限定的であると考えております。また、交付した株式が適時適切に市場で売却されることにより、当社株式の流動性向上に資することが期待されます。

当社といたしましては、今回の資金調達は、当社グループが今後、収益を確保し、かつ、安定的に成長していくためには必要不可欠であり、当社及び当社グループの業績回復が進むことによって既存株主様の利益につながるものであることから、今回の第三者割当による新株式及び新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は、一定の合理性を有しているものであると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

 3 名称 	後方支援投資事業	 		
② 所在地	東京都港区赤坂二丁目9番2号			
③ 設立根拠等	民法に規定する任意組合			
④ 組成目的	有価証券等への担	n 文 資		
⑤ 組成日	平成27年7月1	日		
⑥ 出資の総額	1,500,000,000 円] (予定)		
⑦ 出資者・出資比率・出資者の概要	中谷 正和 99.	96%		
⑧ 業務執行組合員 (General	名称	ソラ株式会社		
Partner) の概要	所在地	東京都港区赤坂二丁目9番2号		
	代表者の役職・ 氏名	代表取締役 中谷 正和		
	事業内容	投資運用業		
	資本金の額	30 万円		
⑨ 国内代理人の概要	名称	該当なし		
	所在地	_		
	代表者の役職・	_		
	氏名			
	事業内容			
	資本金の額	_		
⑩ 当社との関係等	上場会社(役員・ 役員関係や・大株 主を含む。)と当 該ファンドの関 係	ん。また、当社亚びに当社の関係者及び関係会社 と当該ファンドの出資者(原出資者を含む。)と		
	執行組合員の関 係	に当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び 関連会社との間には、特筆すべき資本関係・人的 関係・取引関係はありません。		
	上場会社と国内 代理人との間の 関係			

割当予定先並びに割当予定先の役員、出資者の関係者並びに関係会社及び後方支援投資事業組合に対する出資者の借入先であるwealth multi limited. (以下、「割当予定先等」と総称します。)が反社会的勢力との関係を有しているか否か、並びに割当予定先等が違法行為に関与しているか否かについて、第三者の信用調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(東京都港区赤坂2丁目8番11号、代表取締役 羽田 寿次)に調査を依頼いたしました。その結果、いずれの割当予定先等についても、いわゆる反社会的勢力との関係を有することを示唆する情報、違法行為に関与していることを示唆する情報は確認されず、また、重要な懸念点、問題事項も確認されなかったとの回答を得ております。なお、当社は、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社グループは、太陽光発電施設の販売・取次を行う「再生可能エネルギー事業」、金融機関向けシステム開発・システムインテグレーションを行う「フィンテック・IoT事業」、カジノゲーミングマシンの製造・開発を行う「IR関連事業」をコア事業としており、グループ全体の企業価値向上に向け、各事業の基盤構築を進めております。

また、当社の中期経営計画において、示している通り、事業ポートフォリオの変革に取り組んで おり、安定収益の獲得の為、ASICや太陽光発電施設等の資産に対し目標投資額として80億円(2018 年から2020年までの3年間累計金額)の投資を行う方針を掲げております。そのため、最適なタイ ミングで順次資金を投下できるように当社の手元資金を強化することを目的として、前述「3. 調達 する資金の額、使途及び支出予定時期 (2)調達する資金の具体的な使途」に記載の当社グループ の事業拡大を行うための運転資金及び設備投資資金の資金調達を検討するに至りました。IR関連事 業の運転資金及び設備投資資金、フィンテック・IoT事業の運転資金及び設備投資資金、再生可能エ ネルギー事業の設備投資資金は当社グループのコア事業における事業領域の拡大ならびに、将来の 収益獲得に向けた先行投資であり、当社グループの運転資金や財務基盤の健全性を維持し、かつ、 機動的な投資を行うことができるようにするためには、早い段階での新たな資金調達が必要である と考えております。当社は前述した中期経営計画に基づく収益資産への投資における投資額の調達 方法として、エクイティ・ファイナンス、ローン(社債、リース、ノンリコース等)、ICO、クラウ ドファンディング等を想定しておりますが、ローン、ICO、クラウドファンディング等については、 一定の時間がかかることから、エクイティ・ファイナンスでの資金調達を検討して参りました。そ のような状況の中、平成27年9月30日付割当の第3回新株予約権及び平成29年8月30日付割当の第 7回新株予約権を割当て、資金調達実績のある後方支援投資事業組合との間で直接金融による資金 調達を検討し、当社グループに必要な資金を調達するために、資金調達の確実性を考慮した新株式 の発行による資金調達を交渉してまいりました。

割当予定先である後方支援投資事業組合との交渉において、当社の業績を勘案すると全額を新株で引き受けることは難しいものの、新株式及び新株予約権を併用した方法若しくは全て新株予約権で引き受けたいとの要望があり、当社としても当社グループの資金ニーズの規模が12億円であることや資金使途が当社及び当社グループの運転資金及び設備投資資金であり、支出時期が段階的になることを勘案した結果、一度に大幅な希薄化が生じることを回避できるメリットがあることから、新株式及び新株予約権を割り当てる方法で本資金調達を実施することといたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

① 新株式

本新株式の割当予定先である後方支援投資事業組合は、本株式の保有目的は純投資目的であることを口頭で確認しております。但し、割当予定先は、売却にあたっては、当社普通株式の株価への影響、その他当社に与える影響を総合的に勘案して行う方針とのこともあわせて口頭で確認しております。なお、当社は、割当予定先である後方支援投資事業組合から、割当予定先が払込期日から2年以内に本新株式により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

② 新株予約権

本新株予約権の割当予定先である後方支援投資事業組合の保有目的について、本新株式と同様に保有目的は純投資目的であり、本新株予約権の行使によって取得した当社普通株式については、当社普通株式の市場価額よりも本新株予約権の行使価額が低い場合には、本新株予約権を行使したうえで、当社普通株式を市場で売却する可能性があることを口頭で確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先である後方支援投資事業組合の財政状態について、本新株式及び本新株予約権の発行における払い込みに必要な資金の調達として同組合の出資者である中谷氏個人の預金通帳の写し並びに本新株式の払込及び本新株予約権の権利行使に必要な資金の調達として中谷氏を借主とし、wealth multi limited (263 Main Street, P.O. Box 2196, Road Town, Tortola, British Virgin Islands Director Junji Shimizu)を貸主とする限度貸付契約書にて確認しており、wealth multi limitedの財政状態については、平成30年3月22日現在の残高証明書を受領し、必要な資金を貸付できる十分な現預金を有していることを確認しております。なお、当該限度貸付契約書には本新株予約権(行使により取得した株式を含む)に対する担保設定等に関する条項はございません。また、限度貸付契約のみでは行使金額に満たないものの本新株予約権の権利行使は、本新株式及び本新株予約権の権利行使により取得した当社普通株式を売却した資金で行う予定であることを口頭にて確認していることから、払込及び本新株予約権の権利行使に支障はないと判断しております。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

募集前	
302,141.1	
A-1 投資事業有限責任組合	10.88%
木村 壽一	4. 27%
吉田 弘明	3. 42%
戸田 裕典	1. 37%
日本証券金融株式会社	1. 23%
藤原 勝	1. 13%
全 俊沢	1.06%
田賀 健太郎	0.88%
本川 大輔	0.83%
株式会社ヴューズ	0.82%

- (注) 1. 募集前の「持株比率」は、平成30年3月31日現在の株主名簿及び平成30年4月6日まで に当社が確認した大量保有報告書等に基づき記載しております。
 - 2. 後方支援投資事業組合の本新株式及び本新株予約権の保有目的は投資目的とのことであるため、割当後の「持株比率」は記載しておりません。

8. 今後の見通し

第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行並びに本新株予約権の行使は、当社の業績向上及び企業価値向上に寄与するものと考えております。なお、将来の業績に変更が生じる場合には、適宜開示を行う予定です。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が、25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 過去3年間の業績

決算期	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期
売上高(千円)	15, 921, 731	17, 678, 685	11, 325, 172
営業利益 (千円)	45, 462	△174, 923	△1, 244, 156
経常利益 (千円)	34, 090	△181, 292	$\triangle 1, 432, 265$
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1, 497	△215, 633	△2, 670, 515
1株当たり当期純利益(円)	0. 26	△25. 89	△206 . 34
1株当たり配当金 (円)			
1株当たり純資産額(円)	215. 02	219. 14	45. 95

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成30年4月6日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	16,766,600 株	100%
現時点の転換価額(行使価額) における潜在株式数	4, 269, 300 株	25. 46%
下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	_	_
上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	_	_

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期
始値	237 円	325 円	428 円
高値	410 円	1083 円	567 円
安値	209 円	213 円	245 円
終値	337 円	429 円	378 円

② 最近6ヶ月間の状況

	平成29年 10月	11月	12月	平成30年 1月	2月	3月
始値	262 円	349 円	420 円	380 円	415 円	340 円
高値	407 円	523 円	437 円	431 円	419 円	354 円
安値	245 円	336 円	342 円	366 円	285 円	289 円
終値	357 円	425 円	378 円	401 円	341 円	325 円

③ 発行決議日前営業日株価

	平成30年4月6日
始値	327 円
高値	337 円
安値	319 円
終値	336 円

- (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
 - ① 第三者割当による新株式及び第3回新株予約権

【新株式】

払込期日	平成27年9月30日 (水)
資金調達の額	300, 024, 000円
発行価額	1株につき216円
募集時における発行済株式数	5,731,900株
当該募集による発行済株式数	1,389,000株
募集後における発行済株式数	7, 120, 900株
割当先	BENEFIT POWER INC 1,389,000株
当初の資金使途	①本社運転資金 261,874,000円 ②M&A及び業務提携等に関する調査費用、財務・法務相談費用 等 20,000,000円
発行時における支出予定時期	①本社運転資金:平成27年10月~平成28年9月 ②M&A及び業務提携等に関する調査費用、財務・法務相談費用 等:平成27年10月~平成30年9月
現時点における充当状況	①ハイブリッド・サービス㈱、ハイブリッド・ファイシティーズ ㈱の運転資金 261,874,000円 ②M&A等に関する調査費用等 20,000,000円

【第3回新株予約権】

割当日	平成27年9月30日 (水)
発行新株予約権数	45,840個
発行価額	総額12,881,040円
発行時における 調達予定資金 の額 (差引手取概算額)	1, 050, 191, 040円
割当先	BENEFIT POWER INC. 25,000個 後方支援投資事業組合 20,840個
募集時における発行済株式数	5,731,900株
当該募集による潜在株式数	4,584,000株
行使価額	行使価額 240円
現時点における行使状況	行使済株式数: 4,584,000株
現時点における調達した資金の 額	1, 113, 041, 040円
発行時における支出予定時期	M&A及び業務提携等の資金:平成27年10月~平成30年9月

現時点における充当状況	①㈱ビー・エイチ社株式取得の一部 220百万円
	②中央電子工業㈱(フジブリッジ㈱)株式取得 130百万円
	③LT Game Japan㈱株式取得 100百万円
	④LT Game Japan㈱株式取得後の運転資金貸付 270百万円
	⑤㈱アフロ株式取得後の運転資金貸付の一部 80百万円
	⑥当社グループ事業拡大における運転資金 105百万円

② 第三者割当による第7回新株予約権

【第7回新株予約権】

割当日	平成29年8月30日 (水)
発行新株予約権数	30,000個
発行価額	総額15,720,000円
発行時における 調達予定資金 の額 (差引手取概算額)	781, 220, 000円
割当先	後方支援投資事業組合 30,000個
募集時における発行済株式数	12, 456, 600株
当該募集による潜在株式数	3,000,000株
行使価額	行使価額 258円
現時点における行使状況	行使済株式数:3,000,000株
現時点における調達した資金の 額	789, 720, 000円
発行時における支出予定時期	当社グループの事業拡大における運転資金:平成29年8月~ 平成32年8月
現時点における充当状況	①「IR関連事業」における、カジノ向けゲーミングマシンの開発・製造資金の一部 450百万円 ②「フィンテック・IoT事業」における人件費及び外注費の一部 120百万円 ③「再生可能エネルギー事業」における太陽光発電施設の仕入の 初期費用の一部 200百万円 ④「本社経費」における、内部統制強化費用の一部 10百万円

以上

募集株式の発行要項

1. 募集株式の種類 当社普通株式 1,000,000 株

2. 払込金額 1株につき 303円

3. 払込金額の総額 303,000,000円

4. 増加する資本金及び資本金 金 151,500,000 円資本準備金の額資本準備金 金 151,500,000 円

5. 申込日平成 30 年 4 月 25 日6. 払込期日平成 30 年 4 月 25 日

7. 募集又は割当方法 第三者割当による8. 割当先及び割当株式数 後方支援投資事業組合 1,000,000 株

9. 払込取扱場所 株式会社三菱 UFJ 銀行 神田支店

10. その他 ①上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

②その他第三者割当による株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

ピクセルカンパニーズ株式会社 第8回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 ピクセルカンパニーズ株式会社第8回新株予約権(以下、「本

新株予約権」という。)

2. 本新株予約権の払込金額の総額 金14,400,000円

3. 申込期日 平成 30 年 4 月 25 日

4. 割当日及び払込期日 平成30年4月25日

5. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により割り当てる。 後方支援投資事業組合 30,000 個

- 6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は3,000,000 株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100 株とする。)。 但し、本項第(2) 号ないし第(4) 号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額(第9項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

調整後割当株式数×調整前行使価額

調整後行使価額

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 7. 本新株予約権の総数 30,000 個
- 8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金480円
- 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、金303円とする。
- 10. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

調整後
行使価額=調整前
行使価
額大使価
額大機式数
株式数
株式数株式数
1株当たりの時価
大人付普通株式数
大人付普通株式数

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - ②株式分割により当社普通株式を発行する場合 調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
 - ③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の 条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新 株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。 但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以 降これを適用する。

- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
 - 調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に とどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事 由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整 前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨て るものとする。
 - ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日(終値のない日数を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を切り捨てるものとする。
 - ③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための 基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適 用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の 保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を 必要とするとき。
 - ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予 約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びそ

の適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成30年4月25日(本新株予約権の払込完了以降)から平成31年4月24日までとする。但し、第14項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、行使価額の150%を上回った場合、当社は、当社取締役会が別途定める日(以下、「取得日」という。)の20取引日前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金480円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる(本項に基づく本新株予約権の取得を請求する権利を、「本取得請求権」という。)。なお、当社が、本取得請求権を行使できることとなった日(東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して行使価額の150%を上回った場合の当該20取引日目の日)から30取引日の間に、上記通知又は公告を行わない場合、当社は本取得請求権を喪失すものとする。なお、当社が本取得請求権の一部を行使し又は喪失した後、再び本取得請求権の行使条件が充たされた場合、当社は本取得請求権を新たに取得するものとし、当該本取得請求権については本項の規定が同様に適用される。なお、本取得請求権により本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他合理的な方法により行うものとする。

14. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

15. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

- 16. 新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第17項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新 株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第18項に定める払込取扱場 所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第17項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第18項に定める 払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。
- 17. 行使請求受付場所

ピクセルカンパニーズ株式会社 管理本部

18. 払込取扱場所

株式会社三菱UFJ銀行 神田支店

19. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という。)をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下、総称して「再

編成対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付できるものとする。この場合においては、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ①交付する再編成対象会社の新株予約権の数
 - 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- ②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- ④新株予約権を行使することのできる期間
 - 第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する 事項

第15項に準じて決定する。

- ⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - 第9項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- ⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 第12項及び第13項に準じて決定する。
- ⑧新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、 これを切り捨てるものとする。
- 20. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上